

特別な支援を必要とする児童の支援の申請について（加配保育）

本市の保育施設では、集団保育の中で個別の配慮が必要とされる児童（心身の発達の遅れや障がい、疾病、その他）に対し加配支援員を配置することで、お子さんの発達状況や個性等をふまえた丁寧な関わりによる保育を行っていきます。

※あくまでも集団保育であり、支援員等が1対1で対応するものではありません。

対象児童

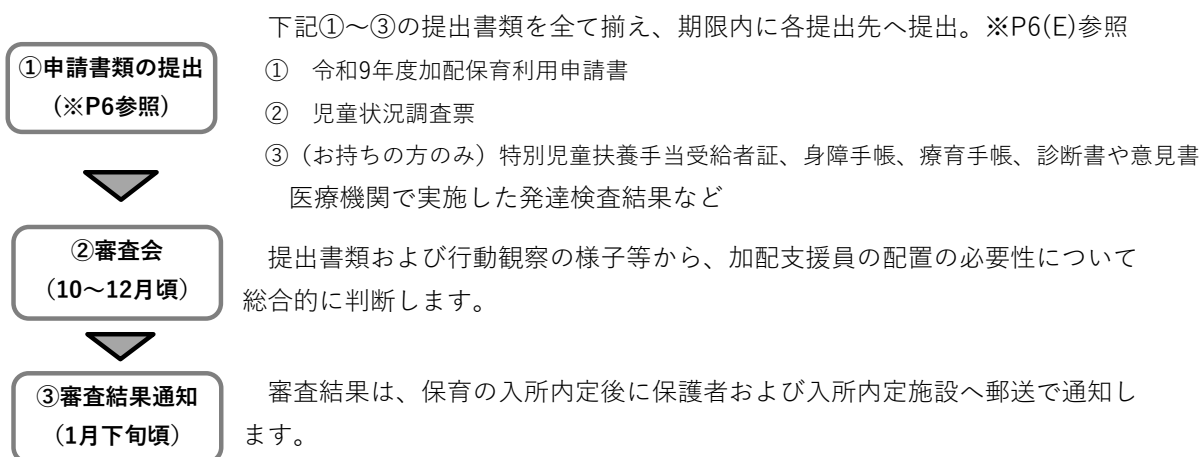
下記の両方に該当する児童が対象です。

- ・ 集団保育が可能な児童
- ・ 集団保育の中で、個別の配慮が必要と判断される児童（心身の発達の遅れや障がい、疾病、その他）

審査会

令和9年4月1日入所を希望する場合、令和8年10月～12月頃開催される審査会にて、加配支援員の配置の必要性について審査を受ける必要があります。医療的ケア児など、本児の生命の安全上やむを得ない場合等を除き、申請期限後の加配支援員の配置申請は受付できませんので、ご注意ください。

申請～結果通知までの流れ



◇注意事項◇

・ 在園児の加配支援員の配置申請は、園でのお子さんの様子や加配の必要性について現在所属している園と相談の上で申請をお願いします。

・ 医療的ケア(医師の指示に従い看護師が行う処置等)を必要とする場合、お子さんの入園の見通しが立った時点で早めにご相談ください。

・ 加配支援員の配置決定がおりても、入所決定施設にて加配支援員が雇用できない等の理由で、加配支援員を配置出来ない場合や保育の利用をお待ちいただく場合があります。

・ 進級時に継続して加配支援員の配置を希望される児童についても、年度毎に申請が必要です。

・ 保育所等の利用状況によっては、加配支援員の配置の決定の取り消しが生じる場合があります。